日本語教育機関設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎 (公印省略)

平成27年度生活指導担当者研修の実施について(ご案内)

当協会の運営につきましては、日頃からご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

当協会では、日本語教育機関における生活指導担当者の能力向上を図るため、平成14年度から標記の研修を実施しております。

つきましては、今年度におきましても下記により実施しますので、貴日本語教育機関等の生活指導担当者(事務職兼務者、教務兼務者を含む。)で参加希望者がいる場合は、当協会ホームページに掲載の別紙様式「推薦書」により、平成28年1月15日(金)までにEメールで総務部あてご推薦くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時 平成28年2月9日(火)13:00~17:20

(懇親ネットワーク会:17:45~19:30)2月10日(水) 9:30~15:00

2 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 401号室 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL 03-3467-7201

3 定員及び参加要件等

定員は50名程度とし、参加者は次の要件を満たす必要があります。

- ①日本語教育機関又は大学等教育機関の現場において、実際に留学生の生活指導に 携わっていること。
- ②経験年数は問わないが、ある程度の実務知識があることが望ましいこと。 推薦は、1校につき2名までとします。

4 参加費

	①2 日間参加	②2 日間参加	③1 日目
	宿泊(シングル利用)	宿泊を利用しない	特別講演のみ聴講
			(定員 30 人)
維持会員機関	17,600円	14,400円	無料
(維持会費納入校)			
その他の教育機関	28,400円	25,200円	2,000円

※①と②の参加費には、1日目懇親ネットワーク会費・2日目昼食・資料代を含みます。 ※止むを得ない事情で懇親ネットワーク会に参加できない場合は、予め総務部宛お問い合わせください。

5 宿泊

宿泊先としては「国立オリンピック記念青少年総合センターD棟」の部屋を日振協名であらかじめ確保しておりますので、ご希望の方は、別紙様式「推薦書」にご記入ください(遠距離及び先着を優先)。

キャンセルの場合は、3日前までに協会総務部までご連絡ください。また、返金が生じた場合の手数料は、各自ご負担願います。

6 日程

別紙のとおり

7 生活指導担当者研修専門委員

委員長 北川 淳子(九段日本文化研究所日本語学院校長)

副委員長 谷 一郎(与野学院日本語学校校長)

委員(氏名五十音順)

石鍋 梨恵(国際情報ビジネス専門学校教員)

内田 倫裕 (ヒューマンアカデミー日本語学校東京校事務局長)

鈴木 えみ (大阪YMCA学院日本語学科長)

戸田 安信(習志野外語学院理事長)

西村 輝夫 (東京中央日本語学院学生部主任)

丸山 茂樹 (I.C.NAGOYA校長)

8 受講証明書

全期間参加者にのみ、受講証明書を発行します。

9 参加者の決定等

参加者については、後日お知らせします。

なお、参加費については、別途お知らせする所定の口座に振り込んでいただくよう併せ て連絡します。

【お問い合わせ先】

総務部: 小野寺陽子・相原

TEL: 0.3 - 5.3.0.4 - 7.8.1.5 FAX: 0.3 - 5.3.0.4 - 7.8.1.3

E メール: y-onodera@nisshinkyo.orgURL: http://www.nisshinkyo.org

平成27年度生活指導担当者研修日程

開 催 日:平成28年2月9日(火)~10日(水)

場:国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟401号室

司会•進行:生活指導担当者研修専門委員会

【1日目: 2月9日(火)】

時 間	研 修 内 容	研修室
12:30~12:50	受付	センター棟
		401
13:00~13:30(30)	開会挨拶・最近の留学生受入れの状況と課題	
	理事長 佐藤次郎	
13:30~14:00(30)	オリエンテーション	
	委員長 北川 淳子(九段日本文化研究所日本語学院)	
14:00~15:00(60)	特別講演	
※上記時間に質疑応答 も含む	「第五次出入国管理基本計画とその影響について(仮)」	
	講師:法務省入国管理局担当官(依頼中)	
	質疑応答	
15:00~15:20(20) 休	憩	

15:20~16:00(40) 16:00~17:20(80)	セッション I ※1 「生活指導担当者が知っておきたい関係法令あれこれ」 専務理事 高山 泰 セッション II ※2 「具体的レア事例から考える生活指導担当者の対応とは」	センター棟 401
17:45~19:30(105)	懇親ネットワーク会	カルチャー棟
		レストランとき

【2日目: 2月10日(水)		
9:30~11:30(120)	セッション Ⅱ の続き	センター棟
		401
11:30~12:30(60)	セッションⅢ ※3	
	「学生の悩みを聴く時、陥りやすい6つの落とし穴とは」	
	委員長 北川 淳子(九段日本文化研究所日本語学院)	
12:30~13:30(60) 昼	食 センター	−棟 レストランふじ
13:30~15:00(90)	全体会 ※4	センター棟
	各グループの報告と質疑応答	401

〇日程は変更になる場合があります。

15:00

〇※1~4については、別紙「平成27年度生活指導担当者研修のねらい」参照

閉会

平成27年度生活指導担当者研修のねらい

全体のねらい

一昨年からの円安、クールジャパン、オリンピック開催決定を背景にして日本の留学生受入れの流れが大変盛り上がってきています。多くの学校は定員を増やすなど受入れ数を増やし、今までにない学生数を抱えている中で、優先順位をつけながら仕事をすることで生活指導が後手に回っている事もあろうかと思います。

学生が増えてくると、万引きや交通事故だけではない想定外のリスクも高まってきます。 そこで、今回は、学生に起こるレアケースについて勉強してみたいと思います。

レアケースの場合、めったにないことのために、学校内にノウハウが蓄積できておらず、歴史の長い学校であっても、精神疾患の事例はあっても、自殺の事例がないなどということが多いです。他校担当者との事例、意見、アイデアの共有を図ることで、様々な事例に対する高い対応力が期待できます。

そこで、今回は具体的に妊娠、伝染病、薬物などレア事例をメインに話し合い、対応策だけではなく、レアケースの予防策まで検討してみたいと思っております。

前回参加したみなさんも、また初めて参加するみなさんも受身ではなく、積極的に話をして明日から使える内容を手に入れて頂きたいと思います。

<u>セッション I 「生活指導担当者が知っておきたい関係法令あれこれ」</u>

30万人計画が推進されている中、昨今の留学生の入国と在留の動向を詳細に分析して紹介する ほか、入国管理行政及び JITCO の経験を有する講師が、いくつかの生活指導上の典型的事例 に絡めて入管法令や労働関係法令等の関わりなど、生活指導担当者に必要な情報をお話しま す。

セッションⅡ「具体的レア事例から考える生活指導担当者の対応とは」

具体的レア事例について、各グループで関心の高いものについて、意見交換や情報共有を行います。

実際にはまだ体験した事のない事例でも、なぜそれが起こったのか、起こった場合どのような 対応をすればよいのかをシュミレーションしておきましょう。答えは一つではありません。様々 な対応を知っておくことで、実際に起こった時にも慌てずに対応できるようにします。予防策も 含めて対応を考えます。

<u>セッションⅢ「学生の悩みを聴く時、陥りやすい6つの落とし穴とは」</u>

学生から相談された時、あなたはどのように話を聴いていますか?

相手が話すのをやめたり、怒りを爆発させたり、わかってもらえないと感じてしまうようなやり方をしていませんか?どのように悩みを聴けばいいのか、ここでは聴き方のテクニックをお伝えします。相手が自分で問題に気づけるようサポートできるように、またこちらの話を相手が素直に聞いてくれるようなメッセージの伝え方も学びます。

全体会

セッションⅡ・Ⅲで話し合った内容を全体で共有します。また、セッションⅡでご紹介した具体的レア事例で、実際にはどのような対応がなされたのかをお伝えしますので、参考にしてください。

平成27年度生活指導担当者研修参加推薦書

			平成 年	月日	
一般財団法人日本語教育振興協会理事長 宛て					
当初認定番号 ※日振協認定校からご参加 の方のみご記入ください		代表者名			
機関名					
標記の研修に下記の者	を参加させたいので、扌	隹薦します。			
		記			
1.参加希望者					
推薦順位 ————	1		2		
ふりがな					
氏 名					
年齢 (H28.1.1現在)	歳	□ 男 □ 女	歳	□ 男 □ 女	
	□ 生活指導		□ 生活指導		
主たる業務	□ 事務		□ 事務		
	□ 教務		□ 教務		
生活指導担当者としての 経験年数	年	月	年	月	
事務職員としての 経験年数	年	月	年	月	
教務職員としての 経験年数	年	月	年	月	
※生活指導担当者としての通算経験年数 (H28.1.1現在)	年	月	年	月	
参加について		2日間(宿泊なし)		2日間(宿泊なし)	
	□ 特別講演のみ		□ 特別講演のみ		
宿泊について	□ 希望する	□ 希望しない	□ 希望する	□ 希望しない	
※(1)複数の職場に生活指導担当者として、勤務実態のある場合の通算年数とする。					
※(2)経験年数に関しては、未経験の場合、「0」を記入すること。					
2.質問					
特別講演に際し、特に法務省担当官に質問を希望する場合、その質問の趣旨					

平成28年1月15日までに総務部(Eメール y-onodera@nisshinkyo.org)宛て送付願います。

TEL

氏名

連絡担当者